

空き家・空き地バンクの利用手順(空き家・空き地の所有者向け)

No	項目	内容
1	空き家・空き地の登録 申込み	<p>空き家・空き地の売却または賃貸を希望する所有者は、以下の書類に必要事項を記入し、九十九里町企画政策課地域政策係へ提出してください。</p> <p>○必要な書類(町ホームページからダウンロードできます)</p> <p>空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)</p> <p>空き家・空き地バンク登録カード(様式第2号)</p> <p>申込書を提出いただく際、空き家の仲介を依頼する宅地建物取引業者(不動産事業者)を、事業者名簿の中から指定していただきます。</p>
2	物件の調査	<p>町または仲介を依頼した事業者から連絡がありますので、物件調査の日程を調整してください。その後、所有者立会いのもと、町の担当者および事業者が物件調査を行います。</p>
3	物件登録の完了	<p>問題がなければ、物件登録完了となり、通知書を町から所有者に送付します。</p>
4	空き家・空き地情報の提供	<p>物件登録完了後、町ホームページで空き家・空き地情報を提供します。</p>
5	交渉・契約の手続き	<p>登録した物件に利用登録者から交渉・契約などの申込みがあった場合、事業者から所有者へ連絡します。その後、事業者の仲介により、契約に向けて交渉などの手続きを進めさせていただきます。</p> <p>契約が成立した場合は仲介手数料が発生しますので、事業者にお支払いください。</p>

※表示の手順は、基本的なものとなります。所有者や利用登録者の居住地や物件の状況等により、手順が異なる場合がありますので、ご了承ください。